

平成29年度鳥取県環境影響評価審査会（第3回）

日 時 平成29年7月21日（金）

午前10時から12時まで

場 所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

- ・議事に先立ち、資料確認、及び事務局から鳥取県環境影響評価条例45条第2項に定める審査会の定足数である半数以上（委員数12名中7名）が出席であることを報告。
- ・非公開事項がないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開を進めることを決定してから審議に入った。

事務局から資料1-1から1-3を用いてこれまでの審査会における質疑概要等を説明し、委員による質疑を行った。以下内容

○佐野会長

ありがとうございました。

ただいま審査会の第1回、2回の内容の概要について説明いただいたわけですが、今の点について、何か追加の御意見あるいは補足、質問等ありましたら、委員の方、お願いしたいと思いますが、何かありましたらお願いします。

○OA委員

済みません、1つだけ。今さらこんなことを聞いてもいいのかなとちょっと思うのですが、資料1-1の最初の1ページ目、番号7番のところで、どなたにお聞きしたらいいかわからないのですが、7番、鳥取市さんのほうで環境省発行のマニュアルに沿って実施することというふうに意見が述べられているのですが、事業者の見解のほうではマニュアルについて参考にしながらというふうになっていますので、このマニュアルというのは、それに沿ってやらないといけないものなのかどうなのかというのがそもそもわからないのですが、御存じの方がおられたらちょっと教えていただきたいなという、済みません。

○事務局

基本的な考え方としては、やっぱり環境省の示す基準というものにもなりますので、基

本的なルールはやっぱりこれに従うべきものなのだろうと思います。ただ、例えばマニュアル以上の制限を地元地域との関係の中で結んでいくとか、そういったことも考えられますので、マニュアルが絶対的なものというわけではなくて、一層厳しいとか、そういうことは当然あり得るのかなと考えております。

○OA委員 はい、ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにございますでしょうか。

○OB委員

1-1の2ページ目、水環境の17番のところで、水・大気環境課のほうで、基礎をどの程度の深度までやるのかということですが、一例として、佐賀県の事例では30メートルぐらい打ったということですが、30メートルぐらい打ったときの、水環境への影響というのはあったのでしょうか。

○事務局

環境立県推進課からお返事させてもらうのですが、この場では佐賀県の事例で、一応打った基礎の長さをお示しはいただいたのですが、その場では水への影響の有無というところまで触れていただけていないところです。というのも、佐賀県の事例では、実はこの佐賀県の風車はアセスメントの対象になっていない事業だったということですので、そういった図書的なところに当たるような要素もなくて、そこまで確認がとれているものではないのです。

○OB委員

アセスの対象になる規模の風力発電所で、基礎を打つときの深さによって水環境の影響評価の事例がありましたら教えていただきたい。

○事務局

恐らく他県、さまざまな事例があるので、そういったものがないわけではないとは思いますが、ちょっとこちらで承知をしておりません。申しわけございません。

○事務局

今申し上げたとおりで、まだそこまでの私どもとしての状況把握はできておりませんので、それはきちんと状況などを調べてはみたいと思います。ただ、その中で、実際問題としてはこういう今回の事業の中でどういう環境影響があるのか、例えば本当に地質のときに、ここでも30メートルぐらいくいを打たないといけないのか、あるいは、その30メートル打つときに、そこに地下水脈とかの関係があるのかないのか、そういったことをやはりこのアセスメントの中できちんと予測・評価していただくというのが大切なのかなというぐあいに思っています。

○OB委員

この配慮書のほうではまだここまでは考慮しないけれども、その後の方法書、準備書では入れていくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。今回、配慮書の段階は、まだ事業計画としてどのポイントにどういった大きさのものを設置するとかということが決まっているものではございません。事業地とか、そういったものをあらかじめこのあたりでとか、そういう配慮書の段階ということですので、個別のものについては、特に工事に係るようなものについては今回、配慮書の段階では影響評価項目とはなっていないので、次の方法書、準備書という段階に応じて深まっていくということになると思っております。

○OB委員 ありがとうございます。

○佐野会長

ほかにありましたらお願いします。いいですか。

私から1つ、ちょっと質問ですけれども、4ページ目の24番のところに、水源涵養保安林のことなんかを書いてありますけれども、これは森林づくり推進課か治山砂防課かちょっとわかりませんが、こういう場合の指定というのは何か特別な事情があった場合は解除できることになると思うのですけれども、この場合は極力解除はしないで避ける

ということになっていますけれども、解除される条件というのは何か特にあるのでしょうか、こういう場合は解除してもいいとか。過去の事例でもあったら教えていただければと思います。

○事務局

保安林といいますのがそれぞれ指定の目的がありまして、水源涵養でしたら重要な水源を涵養する森林だとか、それから土砂崩壊防備保安林ですと下流の住宅とかを、過去に土砂崩れや何かがあったところがよく指定されるのですけれども、そういったところをまた再発しないようにということで指定してありまして、この指定の解除につきましては、水源涵養も土砂崩壊も大臣権限でございまして、国のほうに解除申請をするようになりますけれども、この事業者がある認定を受けているようでして、それは公益上の事業ということでみなされているということで、解除申請することは可能であります。ただ、災害が起きないような対策工事というものは求められます。

○佐野会長

基本的にはできないけれども、場合によってはできる可能性があるということでしょうか。

○事務局

はい、そうです。対策工事や何かを含めたもので解除が可能かどうかということをお判断されます。

○佐野会長

わかりました。いいですか。

○事務局

基本的には今お話があったとおりでらうと思います。私もちょっと個別の詳細な許可権限等については承知はしておりませんが、原則、保安林となっているところは守られるべきところだというぐあいに思っております。ただ、何かの必要に応じて、条件があって、解除できるという場合はあるのだらうと思います。ただ、そのときには単純に解除

ということではなくて、今の御説明ですと、例えば地すべり等が起こりそうのために保安林になっているのであれば、その対策をきちんとやるべしと、そういったこととのセットの中で初めて解除が許可されるということだろうというぐあいに思っております。

○佐野会長

ありがとうございます。

今回は風力発電ということで丘の上につくるわけですけれども、下のほうに保育園の分園があったり住民の住居があったりするので、かなり慎重に対応していただきたいというふうには思います。よろしくをお願いします。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から資料2に基づき、審査会意見の報告書案を説明し、内容について質疑を行った。以下内容。

○佐野会長

ありがとうございました。

ただいま説明いただいた案というのは、前回以降に各委員等から幾つか出された意見を踏まえて整理していただいたものですがけれども、前回の審査会で示した内容から大きな変更が必要という意見はなかったということです。

今回、改めて今の内容に関して、委員のほうから御意見、御質問があればお受けしたいと思いますが、委員の方、どうでしょうか。

○OC委員

細かい点から申して申しわけないのですがけれども、総括的事項の1番、「事業計画の検討にあたり、配慮段階」と書いてあるのですがけれども、「配慮書段階」ですかね。「配慮段階」という言葉でよろしいですか。どちらのほうがいいかなというのが1点。

それから、3番で、「事業の位置・規模等の検討経過等を、方法書への適切に記載する」というのが「の」が要らないのではないかなと。「方法書へ適切に記載」でいいのではないかなと。

それから、11番の水環境のところ、2行目、「湧水池等について、適切に調査・予

測・評価を実施」と書いてあるのですが、「湧水地等への影響について」、影響を予測するのかなと思ったので、「影響について、適切に調査・予測・評価を実施して、可能な限り影響を回避する」というのが正解かなというふうな気がしました。

とりあえず細かい点ですが、申しわけないですが、3点ほど御検討いただければと思います。

○事務局

御指摘ありがとうございます。それぞれ御指摘のとおりかと思いますので、対応させていただきます。

○佐野会長 ほかにありますでしょうか。

○OC委員

また、細かい点を忘れていました。1行あけて文章が始まっているやつと1行あいてないやつがあるのですが、別に意味はないですよ。恐らく1行あけないで、例えば16番なんかは1行あけて始まって、18番は1行あけ、19番、1行あけですが、ほかは1行あけではないので、1行あけでないほうがいいのかも思ったりもします。済みません。

○事務局

重ねて大変失礼いたしました。修正をさせていただきます。ありがとうございます。

○佐野会長 ほかに気づいたことありましたら。

○OD委員

総括的事項についてですけれども、例えば1番だと、収集した情報や得られた環境保全の見地からといったことですか、あと、4番の周辺の住民などに対して積極的な情報提供、5番ですと、十分な説明や誠意ある対応というふうにあるのですけれども、地域住民などからの情報を得る場について、きちんと設けるといったようなことは入れなくていいのかなと今ちょっと思いまして、情報提供するか説明をするという事業者側からのもの

はあるのですけれども、例えば情報をどう収集するかとか地域住民からの意見や要望をどう取り入れるかといったようなことを、例えばそういった地域住民などの情報を得る場を設けるといったような文言があればいいのかなと思いましたが。

○事務局

おっしゃるとおりで、法的な流れでいえば、基本的に方法書の時点でそういった住民説明会とかということは当然、義務として生じてはくるのですけれども、御指摘いただいたように、そういった意見を加えるということは確かに必要なのかなと思いますので、そういった意見を加える方向で検討してみたいと思います。

○事務局

重ねてになりますが、基本的にはそういう形でと思います。情報提供をきちんとするよというということで、多分ある程度、説明会等のイメージを持って、私ども、これを書いておりますけれども、そういう情報提供にあわせて、住民の皆さんからもしっかりと御意見を受けとめるという、そういったことを書き加えるということにさせていただきたいと思っています。

○佐野会長

今のことと関連するのですけれども、影響評価について、極めて狭い範囲での影響と広い範囲での影響とありますよね。例えば、狭い範囲だったら、ある植物がここにいるというのがその狭い範囲の影響かもしれないけれども、広い範囲では景観であるとか猛禽類の生息であるとか、そういう広い範囲の影響もあるので、説明、情報提供、情報収集もなるべく広い範囲からということをつけ加えたほうがいいのではないかと思います。本当の当事者というか、近くだけではなくて、広く意見を求めるということですね。

○事務局

基本的にはそういった形で少し文言も加えさせていただきたいというぐあいに思います。少し、書くに当たって、影響項目等に応じてとか、そういった文言を少し入れさせていただくかもしれませんが、ただ、何かだだ広にと言うとまたちょっと事業者のほうも大変かもしれませんので、少し、そういったことで文言の整理をさせていただきたいと思

います。基本的には加える方向で。

○佐野会長

よろしくお願いします。

ほかにはありますでしょうか。

では、もう一つ。議論の中では出ていたと思うのですが、ちょっと見落としていたのかもしれない、子供たちというか、一番弱い立場、あるいは騒音なんかには敏感な人たち、そういう人たちの基準にして影響評価をすべきではないかなと思うのですが、例えば大人だけ意見を聞いていてもわからないところもありますよね、多分。だから、そういうものを大人が評価してもいいかもしれないけれども、基準を一番弱い人、弱い子供たちを基準にして影響評価をすべきだというふうに全体的には思います。文言入れるかどうかは別として、そういう点も配慮していただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。

恐らく文言としてそこに加えるかどうかというところではございましたけれども、一つは、番号でいえば6番の意見のところにはなってくるのですけれども、手法とか指標についての検討とその根拠というところで事業者のほうからはきちっと示していただくという趣旨も含めているつもりでございまして、今後の手続の中でどういった指標を事業者が提示してくるのか、それに対して、また次の手続の中でどういった意見をつけていくのかといったところになってくるのかと考えております。

○佐野会長

もし入れられるとしたら備忘録のような形で入れたほうが忘れないで済むかなという気はしているので、どこかに記録でも残していただければと思いますが。

○事務局

わかりました。今、竹永のほうの説明いたしましたが、そういうこともございます。ここで適切に設定するよということをおっしゃっていますので、そういった際に、立場の弱い方、一番の弱者の方、そういったことも念頭に置いた設定をとということが可能であれば書

き込んでみたいなというぐあいには思いますので。

○佐野会長

よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

○OB委員

本質的なことではないのですが、この意見書のイメージ案ということで、意見概要と意見の理由等と書かれています。意見概要ということは、詳細についての附属資料があるということですか。

文章中で「など」という表現が多いと思ったのですが、「など」と書くのだったら全部書いたほうがやっぱりいいのではないのかなと思うのですが、御意見をいただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。

済みません、意見の概要というのは表現的に確かに適当ではないです。どちらかといえ、これに附属して何かもっとすごいがあるというわけではなくて、これが全てですので、意見、「概要」は落とすべきところでした。

あと、「等」という表現を多用しているというのは、一つは、この段階がまだ配慮書ということで、今後さまざまな手続をしていく中で、さまざまなことが明らかになっていくであろうというところで、まだ想定されてない部分も多分あるのであろう、そういったところを幅広く含めるようなイメージで、「等」というのがちょっと多用されているような形にはなってしまうのですけれども、逆に、ここだけ見ればいいのですよとなってしまってもいけないところかなというところで、ちょっと広がりを持ったような表現にしているところがございます。

○OC委員

これも基本的な部分にかかわることなのかもしれないですが、もともと前半で示していたただいた事業者の見解等があつて、こっちはこっちで事業者に提出すると、知事に意見を

述べるという形でこちらから意見を述べて、また、それに対して業者が方法書で対応するということだと思うのですが、ここで見解として示されたことがその方法書の中で反映されているかどうかというのはまたその後の議論で検討するというか、確認するという形になるのですかね。そうでなければ、意見がちゃんと反映されたかどうかというのが、具体的な意見は多分こっちのほうが多いと思いますから、そういう意見が反映されているかどうかというのをきちんと後で検証できるということであれば、ちょっとぼやっとした書き方と言ったら失礼かもしれませんが、ある程度、広目の書き方で意見を言うておくのもいいのかなとは思ったのですが、そういう理解でよろしいですか。

○事務局

おっしゃられるとおりでございます、このたびいろいろ審査会の中でも事業者と質疑をしていただいた中でも、多くが方法書以降で対応しますという発言をされております。それに対して、我々県としましては、審査会のこの御意見をいただいた上で知事意見を形成して、それを事業者に出す。事業者は、それを踏まえて、さらに次の方法書をつくっていく。その中で、当然これに対する見解とか対応状況というのは示されてくるということになりますので、確認をとることは可能だということでございます。

○佐野会長 ほかにございますでしょうか。

○OA委員

今こちらに記載されている内容といいますか、騒音とか水環境、地形・地質とか、各項目について意見の概要が記されていると。もしかすると、これ以外でも影響が何かしらほかに出てくるかもしれない、可能性はあるかと思うのですが、そういう場合の意見としては8番になるのかなと思うのですが、「事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は」という、ちょっとこれがそういう、ここに記載されていること以外のものに若干当たるのかなと思うのですが、それと別として、その他のところに、これ以外でもし影響が出たらこういうふうに対応してくださいと、きちっと明記したほうがいいのか、どちらがいいのかなという、私としても、何かちょっとよくわかっていないのですが。要は、ここに書いてあること以外の影響が出た場合の対応についても何かしら明記したほうがいいのか、それとも、8番のようにぼやっとしたままでいいのかという、ちょっと感想

です。

○事務局

ありがとうございます。

法律の中で風車の環境影響評価というのが一般的にどういう項目だというのは、経済産業省令とか、そういったところで示されているところがございます。意見の中身も、ある程度それに準じたような構成でつくらせていただいております。ただ、先ほど先生がおっしゃられたように、ここにある以外のものが出てきた、それが環境への影響で非常に重大なものだ、それは当然、予測・評価をされていく必要があるし、回避・低減されていく必要がある、そういったところも含めての総括的事項ということで認識をいただければと思うところがございます。

○事務局

まさに竹永が申し上げましたが、総括的事項で、特に8番とか、もっと言いますと1番、2番という、これ配慮書段階での趣旨を改めて書かせていただいております。こういったところで、今後、新たに出たときにもきちんと各環境要素の影響を可能な限り回避・低減するような計画をつくりなさいというぐあいに、一つ、包括的にお示しをしているという考え方でございます。

○A委員 ありがとうございます。

○佐野会長 風力発電に関するアセス法の最初の適用事例ということでしたよね。

○事務局 鳥取県内ではということですが。

○佐野会長

鳥取県内ですね。ということで、配慮書というのは初めて出されると思うのですけれども、ある程度きつく書いといたほうがいいと思います。あんまりやわらか過ぎると後で困ることになると思いますので。そういうことでも何か御意見がありましたら、どんどん出していただきたいと思いますが。

担当の方も見えていますので、質問とかがありましたらしたいと思うのですが、これは何ページかな、景観、人と自然の触れ合い活動の場の16番のところ、ジオパーク関係ですけれども、意見の理由等のところに、「鹿野城跡公園とその城下町は、ジオパークのエリア」云々とありますけれども、このジオパークの鹿野町の位置づけというか、これはジオパークというとか自然的なものをイメージするのですが、こういう文化的なものもジオパークに入ると考えていいのですか。

○事務局

ジオパークといいますが、確かならぬ今こういう地形・地質になっているのかということ、これを解き明かすところからスタートするのは確かなのですが、それだけではなくて、そこに生息する希少な動物、植物というのを見て楽しむとか、また、それがその地域の特産品の、海の幸、山の幸になることもありますし、また、そこで人が暮らしていくわけですので、こういう地形・地質だからこういう文化が育ったということも楽しむもと、そのものになるのです。それは産業の面でもそうですけれども、きれいな水が流れるから和紙づくりが盛んになったとかお酒づくりが盛んになったとか、そういったこともありますし、また、雨が少ない地域だったら雨乞いの踊りが文化としてずっと伝承されるとか、そういったことを楽しむというのもジオパークの楽しみ方です。

ここの、特に鹿野は城下町ということで地域の方が保存に取り組んでおられますし、また、最近、観光客もふえてきて、ガイドさんもおられますし、恐らく鹿野のこの城下町のあたりに住んでおられる方に話を聞くと、風車が見えるのはちょっとという声が当然出てくるのだろうなとは思いますが。先回も申し上げましたけれども、ジオパークだからということで別に法律があるわけでもないですし、何か規制というものはないのですが、山陰海岸ジオパークとしては58のジオサイト、見どころとして58選定してまして、その中の一つが鹿野エリアということで、そこに城下町も入っているということで、平成26年にエリア拡大をして、そのときに大変高く評価も受けたエリアというところでもございます。そういったことで、特にここの鹿野地区のところはしっかり評価をしていただきたいなということで書かせていただいたところでございます。以上です。

○佐野会長

何となくわかりました。国立公園も、最近では保全だけではなくて、利用というものを考

えていますし、ジオパーク自体もそういう文化的なものを含めてということで理解していいということですね。

風車とジオパークというのは対立概念かなと最初は思っていたのですが、例えば風というのも一つのジオですよ。地熱発電もジオだし、風力もジオと考えるならば含めていいのかなというふうに僕の中では理解していたのですが、もっと広く理解していいという意味ですね、人間も含めてということですね。

○事務局

そうですね、はい、広くジオパークの楽しみ方というのがありますので。

それで、おっしゃるとおり、風が吹くということもジオですので、それを利用して発電をするということも、それもジオの活動ということにはなるのですが、世界ジオパークのネットワークの会長さん、ギリシャの方ですけれども、ジオパークエリアの人工物というものを、特に風車とかはまかりならんという考えをお持ちですし、だから絶対だめということではないと思うのですが、そういう世界ジオパークのお偉いさん方の中にも、そういう人工物は極力避けようという考えを持っておられる方は確かにおられます。ただ、ジオパークというのは、最終的には地域振興を目指すのです。持続可能なルール、仕組みをつくっていきこうということで、発電した電力で地域が潤っていくとか、そういうことも持続的な仕組みづくりにもなってきますので、絶対だめということではないと私も理解はしております。ちょっとうまく答えにはなっていないかも知れませんが、絶対だめということではないけれども、特に景観が大事なポイントになっている、そのエリアでは特に配慮していただきたいということです。

○佐野会長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

前の意見にもありましたけれども、要するに自然を生かしたエネルギーということで風力発電を導入するわけですけれども、その自然を壊して自然エネルギーもないと思うので、そういうところの配慮というのは十分必要だというふうに全体的には思いますね。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、大体意見も出たようですので、以上で質疑応答は終わりますけれども、事務局か

ら提案のあった先ほどの知事に対する意見書ですけれども、それについては基本的には了承ということでよろしいですか。もし修正意見があればということですが。

○事務局

今、意見をたくさんいただきまして、私のほうも、反映させていただきますということをお説明させていただきましたので、少し事務局のほうで修文をさせていただいて、ただ、ちょっと皆様にお諮りするのがどうか、時間的な余裕もなかったりということもございます。まず、会長に御相談させていただきたいなと思っております。

○佐野会長

わかりました。

それでは、今の御意見を反映した上でもう一回修正させていただいて、それについて事務局と私のほうで調整しながらつくっていきたいと思います。

そういう点は、私に一任していただいてもよろしいでしょうか、時間がそれほどないということなので。

では、そういうふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、それを文書として報告することにいたします。